

ごみ減量を考える標語募集

④ごみの減量、環境美化意識を高め、3Rの推進を呼びかけるため、町では、令和3年度版の「資源・ごみ収集カレンダー」に掲載する標語を募集します。

◎応募期間

11月2日(月)から
11月30日(月)まで



◎応募資格

町内在住または、町内に通勤・通学されている方

◎標語の内容

ごみ減量、環境美化、3Rの推進を呼びかけるもの

◎選考等

標語の選考は、日野町エコライフ推進協議会で行い、優秀作品には記念品を贈ります。

◎応募方法

標語は、おおむね20字以内として、郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入の上、FAX、メール、はがき、または封書で住民課生活環境交通担当まで応募してください。応募はひとりごみ減量をテーマにしてください。

⑤3Rとは、

Reduce(リデュース)

↓物を大切に使う。

↓ごみを減らす。

Reuse(リユース)

↓繰り返し使う。

Recycle(リサイクル)

↓再び資源として利用しよう。



県下一斉清掃運動について

広く住民参加の県下一斉清掃運動は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は中止となります。

なお、日野町エコライフ推進協議会では、清掃活動の規模を縮小し、当協議会構成団体の参加人数の制限をした上で、11月29日(日)日野町役場周辺で清掃活動を行います。

◆応募・問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当
(エコライフ推進協議会事務局)
〒529-1169 8
日野町河原一丁目1番地
☎0748-5216578
FAX 0748-5212003
Mail jumintownshiga-hino.lg.jp

「男女共同参画」あるある「川柳コンクール

男性と女性が対等なパートナーとして社会に参画する「男女共同参画社会」の実現に向けた取組としてコンクールを実施します。

性別に関わらず個性や能力を活かしていると感じる出来事や実際には上手くないが経験など、ふだんの生活の中で「あるある」と感じたことを川柳(五・七・五の定型詩)にして応募してください。

応募資格

町内在住または、町内に通勤、通学されている方

応募方法

①応募用紙を郵送、FAXまたは持参
②メールで応募
③QRコードから応募



QRコードはこちらから↓

【必要事項】

- ・応募作品
- ・応募者氏名・住所・電話番号
- ・応募区分
- ①一般の部
- ②子育て世帯の部

※15歳未満の子どもの持った子育て世帯

③小・中学生の部

【昨年度(キャッチフレーズコンクール)最優秀作品】

- ・夫婦立ち「あ・うん」の呼吸で血洗い
- ・家族はね 協力しあつ せいせんこ

応募締切

11月30日(月)

賞品

入賞者には、賞状と副賞を贈呈します。

応募規定

・入賞作品は、広報ひのおよび町のホームページ等で公表します。
・作品については、未発表のものに限ります。

応募・問い合わせ先

企画振興課 企画人権担当
〒529-1169 8
日野町河原一丁目1番地
☎0748-5216552
FAX 0748-5212004 3
Mail kikaku@townshiga-hino.lg.jp

町営住宅入居者募集



令和2年度 第3回町営住宅入居者募集についてお知らせします。

●募集期間

11月2日(月) から
11月27日(金) まで

●募集団地

・西山団地(豊田205番地23)
昭和59年築(PC造2階建)
3DK 1戸

※募集団地の最新情報は、町のホームページに掲載します。

●入居資格

持家がなく次の①～⑥のすべてが該当する方

- ① 日野町内に住所または勤務地がある(概ね3か月以上)
- ② 税金・公共料金・保育料等に滞納がない(完納証明書が必要です)
- ③ 現在同居親族がある、または同居しようとする親族(婚約者を含む)がある(老年人者、身体障害者等の方は単身であっても認められる場合があります)
- ④ 暴力団員でない

⑤ 1か月あたりの収入が定められた基準以下である

⑥ 現に住宅に困窮されている方(次の(1)～(6)等に該当する方)

- (1) 非住家屋、保安上危険または衛生上有害な不良住宅に居住している。
- (2) 正当な理由による立退き要求を受けている。
- (3) 居住の状況に問題がある。
- (4) 結婚したい(した)が住宅がない。
- (5) 居住費が過大(家賃等が収入月額25%以上)である。
- (6) 遠距離通勤(片道90分以上)である。

※入居資格に該当しても必ず入居できるかは限りません。

●月額家賃

入居者の収入および住宅の諸条件により決定されます。

●今後の募集予定

第4回

令和3年2月1日(月) から
2月26日(金) まで

なお、空き部屋がない場合は当該期間内での募集は行いません。

◆問い合わせ先

建設計画課 都市計画担当

☎0748-52-6567

子どもの笑顔がいちばん!

11月は児童虐待防止推進月間

(オレンジリボンキャンペーン)です

子どもは乳幼児期に十分な愛情を注がれ愛されていると感じることで、他者への信頼感が育ちます。

■児童虐待とは?

本来、子どもを守るべき保護者(親や親に代わる養育者)が子どもに身体や心を傷つけることをいいます。法律では「身体的」「心理的」「性的」「ネグレクト(家に閉じ込めたり食事を与えないなどの養育放棄)」の4つが定められています。

■しつけと体罰はどう違う?

2020年4月から子どもへの体罰は法律で禁止されています。しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した生活を送れるようサポートしていくことです。体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本で示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

体罰が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。

■一人で抱え込まないで気軽に相談を!

「あの子もしかしたら虐待を受けているかも」「子育てがつらくなってつい子どもにあたってしまつ」「近くに子育てに悩んでいる人がいる」など、児童虐待を見たり、聞いたり、当事者になってしまつた時は、一人で悩まないで、次の子ども相談窓口へ気軽に相談してください。

児童相談所全国共通ダイヤル

虐待かも:
と思つたら
189
(24時間365日)

※お近くの児童相談所につながります。

【町への相談先】

子ども支援課

☎0748-52-6583

保健センター

☎0748-52-6574

学校教育課

☎0748-52-6564